

新城市土地開発公社保有地売却のご案内

(新城市 平井字道目木【北側】住宅用地を販売します。)

この案内は、概要を記載したものです。詳細については《新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却実施要領》を確認してください。

1 要領の配布

配布時間	開庁日の午前9時00分から午後5時00分
配布場所	新城市役所本庁舎2階 新城市土地開発公社（用地開発課内）窓口 ※市ホームページからダウンロードできます。

2 申込書類の提出

提出期間	開庁日の午前9時00分から午後5時00分
提出場所	新城市役所本庁舎2階 新城市土地開発公社（用地開発課内）窓口 ※郵送、電話、ファックス、電子メール等での受付はできません。

3 申込書類の受付・買受資格の確認

最も早く申込みをして、買受け資格を認められた方が売買契約の相手方になります。

4 買受人の決定

買受け資格の結果を通知します。（申込書を受理した日から14日以内（閉庁日を除く。））

5 契約保証金の納付

契約金額の100分10相当額の金額を契約保証金として納付してください。

6 契約の締結

契約期限	契約保証金の納付完了後に売買契約を締結します。売買契約の締結期限は、買受人決定の日から14日以内（閉庁日を除く。）です。
注意事項	契約書貼付の収入印紙は、買受人の負担です。

7 売買代金の納付

納付期限	土地売買契約締結後60日以内
納付金額	売買代金から契約保証金額を除いた金額を納付していただきます。
注意事項	売買金額を期限までに納付されなかった場合は契約を解除します。この場合、契約保証金は返還できません。

8 水道加入負担金

売買代金の納付に合わせて、水道加入負担金69,300円を納付していただきます。

9 引渡し・所有権移転登記

所有権	売買代金が完納されたときに、新城市土地開発公社から購入者に移転します。
引渡し	現況有姿による引渡しです。
所有権移転登記	所有権移転登記は新城市土地開発公社が行います。
費用負担	所有権移転登記に必要な登録免許税など一切の費用は購入者の負担とします。

【問い合わせ先】

新城市土地開発公社（新城市建設部用地開発課内）

〒441-1392

新城市字東入船115番地（新城市役所本庁舎2階）

電話 0536-23-7641

FAX 0536-23-7047

新城市土地開発公社保有地

(平井字道目木【北側】)

売却実施要領

新城市土地開発公社保有地の売却は、新城市土地開発公社が定める売却価格をもって、最も早く申込みをされ買受資格を認められた方を売買契約の相手方として行うものです。

購入を希望される方は、この実施要領の内容を十分に把握したうえで、手続きを進めてください。

新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却実施要領

I 売却物件

1 売却物件一覧

物件 番号	所在地	登記 地目	実測面積 () 内は登記面積 (㎡)	売却価格 (円)	契約保証金 (円)
1	新城市平井字道目木 11 番 1	雑種地	184.37 (184)	8,683,000	868,000

注1 物件の詳細については、物件調書等をご覧ください。物件調書は購入希望の方が物件の概要や現地を確認するための参考資料です。

注2 現地説明会は実施しません。購入希望の方は、事前に現地及び諸規制について確認をしてください。

注3 契約保証金は、契約金額の100分の10相当額です。

注4 売却価格とは別に1物件につき水道加入負担金69,300円をお支払いいただきます。

II 注意事項

1 現況有姿による引渡し

売却物件は、当該土地の全ての工作物（フェンスや擁壁等のほか、給排水施設等様々なものが含まれている場合もあります。）及び樹木等を含むものとし、物件調書と現況とに差異が生じている場合には現況が優先します。また、契約後の物件引渡しも現況有姿（あるがままの状態）で行います。なお、売却物件に越境物がある場合についても、現況のまま引き渡すこととなります。

新城市土地開発公社は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いません。また、契約後に越境関係が判明した場合も関与しません。

2 現地説明会

現地説明会は行いません。購入希望の方は、物件調書の案内図に従い、必ず事前に現地を確認してください。

3 地下埋設物、地盤及び土壌

地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査は行っていません。契約後に、地下埋設物、地盤及び土壌に関する問題が発生した場合、新城市土地開発公社は問題解消のための手続きや負担は行いません。

4 物件の面積

- (1) 契約は、実測面積で行います。
- (2) 所有権移転登記は、登記面積で行い実測面積と登記面積とに不一致が生じても、新城市土地開発公社は地積更正登記をする義務を負いません。

5 契約及び登記人の名義

契約及び所有権の移転登記は、新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却申込書兼誓約書に記載された方の名義で行います。

6 危険負担

契約締結から物件引渡しまでの間に、天災地変、その他新城市土地開発公社の責に帰することができない事由によって、物件が滅失やき損した場合であっても、売買代金の減免や契約の解除は行いません。

7 物件引渡し後の費用負担

住宅等の建築に当たり、上下水道、電気、ガス等の設置に必要な費用は、購入者の負担となります。

8 建築制限等

建築等を行う場合には、建築基準法等による法的な規制や遵守事項がありますので、関係機関にご確認ください。

9 その他

- (1) 提出書類は、所定の様式により行ってください。
- (2) 提出書類への押印は、印鑑登録されている印鑑で押印してください。ただし、代理人については、この限りではありません。
- (3) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び新城市契約規則（平成 17 年新城市規則第 37 号）の定めるところに準じて処理します。

Ⅲ 購入申込・買受者の決定・契約・所有権移転等

1 新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却実施要領の配布

配布場所 及び時間	新城市役所 本庁舎 2階 新城市土地開発公社（用地開発課内） 市役所開庁日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 ※（新城市公式ホームページからもダウンロード可能です。）
--------------	---

2 購入申込手続き

- (1) 新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却申込

申込受付 期 間	市役所開庁日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
提出場所	新城市役所 本庁舎 2 階 新城市土地開発公社（用地開発課内）
提出方法	持参（申し込みを代理人が行う場合は、委任状が必要になります。） ※郵送、電話、ファックス、電子メール等での受付はできません。
提出書類	①新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却申込書兼誓約書（様式第 1） ②個人の場合：住民票の写し（本籍地・筆頭者の記載があるもの）、印鑑登録証明書を各 1 通 法人の場合：登記事項全部事項証明書（現在事項全部証明書）、印鑑証明書を各 1 通 ③納税証明書（前年度分）又は滞納のない証明書を 1 通 1) 新城市内の方・・・新城市のもの 2) 新城市外の方・・・住所地等のもの及び新城市（該当税目のある場合）のもの ④委任状（様式第 2）（代理人の場合） ⑤役員名簿（様式第 3）（法人の場合） ※共有で申し込まれる場合は、共有者全員の②及び③の書類が必要です。

※提出された書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込者の資格

個人及び法人を問わず、次のいずれにも該当しない方が申し込みできます。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者（P. 25）
- ②市町村税等に滞納がある者
- ③「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に該当する者（P. 25）

新城市土地開発公社は、上記合意書に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、提出書類記載の内容（氏名・性別・生年月日・住所・役職名）について、愛知県新城警察署に照会します。

3 買受人の決定方法

申込者の資格審査を経て買受人を決定します。申込書を受理した日から 14 日以内（閉庁日を除く。）に結果を通知します。

4 売買契約の締結等

(1) 買受人は、買受人決定の日から 14 日以内（閉庁日は除く。）に、本要領 I -1 の売却物件一覧に示す物件ごとの契約保証金を新城市開発公社が指定する口座（P. 5）へ振り込んでいただきます。なお、その際の振込手数料は、購入者の負担となります。また、契約時に振り込みに関する書類等を提示していただきます。

(2) 売買契約書は、2 通作成し、互いに 1 通ずつ保有します。なお、買受人以外の名義で契約することはできません。

(3) 契約書に貼付する収入印紙など契約に係る一切の費用は、買受人の負担とします。

(4) 契約の辞退

①買受人決定後に契約を辞退する場合には、買受人決定の日から14日以内に「契約辞退届出書」(様式第5)を提出していただきます。

②契約保証金を納入後、契約締結前に契約を辞退する場合は、契約保証金を返還しますの
で、「新城市土地開発公社保有地(平井字道目木【北側】)売却契約保証金返還届出書」
(様式第6)を提出してください。返還届出書の受理後、14日以内に契約保証金額から
振り込み手数料を除いた金額を指定口座へ入金します。

5 売買代金の納付

(1) 売買代金は、土地売買契約締結後60日以内に売買代金と契約保証金との差額を新城市
土地開発公社が指定する口座(P.5)へ振り込んでいただきます。なお、その際の振込手
数料は、購入者の負担となります。(振り込みに関する書類等を保管しておいてください。)

(2) 売買代金を期限までに納付されなかった場合には、契約が解除され、契約保証金はお返
しできません。納入期限には十分ご注意ください。

(3) 契約保証金に係る利子は付きません。

(4) 売買代金の納付にあわせて、水道加入負担金69,300円(1物件ごと)を納付していただ
きます。

6 所有権の移転等

(1) 所有権は、売買代金が完納されたときに、新城市土地開発公社から購入者に移転するも
のとなります。また、同時に現状有姿で引渡しがあったものとなります(現地での引渡しは行
いません)。

(2) 所有権移転登記は、新城市土地開発公社が行います。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税など必要な一切の費用は、購入者の負担となります。
(土地売買代金と同時期にお支払いいただきます。)

7 契約上の主な特約

(1) 禁止する用途

購入者は、買い受けた物件を次の用途に使用することはできません。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条
第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これら
に類する業の用途

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規
定する暴力団等の事務所又はその他これに類する用途

③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に
規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途

④破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に
規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

⑤近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような用途

土地売買契約締結後、この契約に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、①から⑤までの事項について遵守する旨を譲受人との契約書に契約条件として加えていただきます。

(2) 実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、新城市土地開発公社は随時実地調査を実施し、又は購入者に必要な報告を求めます。この場合、購入者は協力していただきます。

(3) 契約違反の取扱

上記(1)に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただきます。

上記(2)に違反した場合は、売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

(4) 物件引渡し後の費用負担

上下水道・電気・ガス等の設置に必要となる費用等、物件の引渡し以後に必要となる一切の費用は、購入者の負担となります。

8 代金等振込口座

金融機関名	三菱UFJ銀行	店名	新城支店
口座番号	0710810	口座名義	<small>しんしろしとちかいはつこうしゃ</small> 新城市土地開発公社
口座区分	普通		

9 その他

売却の申込みにあたり、不明な点がある場合は、新城市土地開発公社（新城市建設部用地開発課内）までお問い合わせください。

附 則（令和4年10月25日決定）

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

物 件 調 書

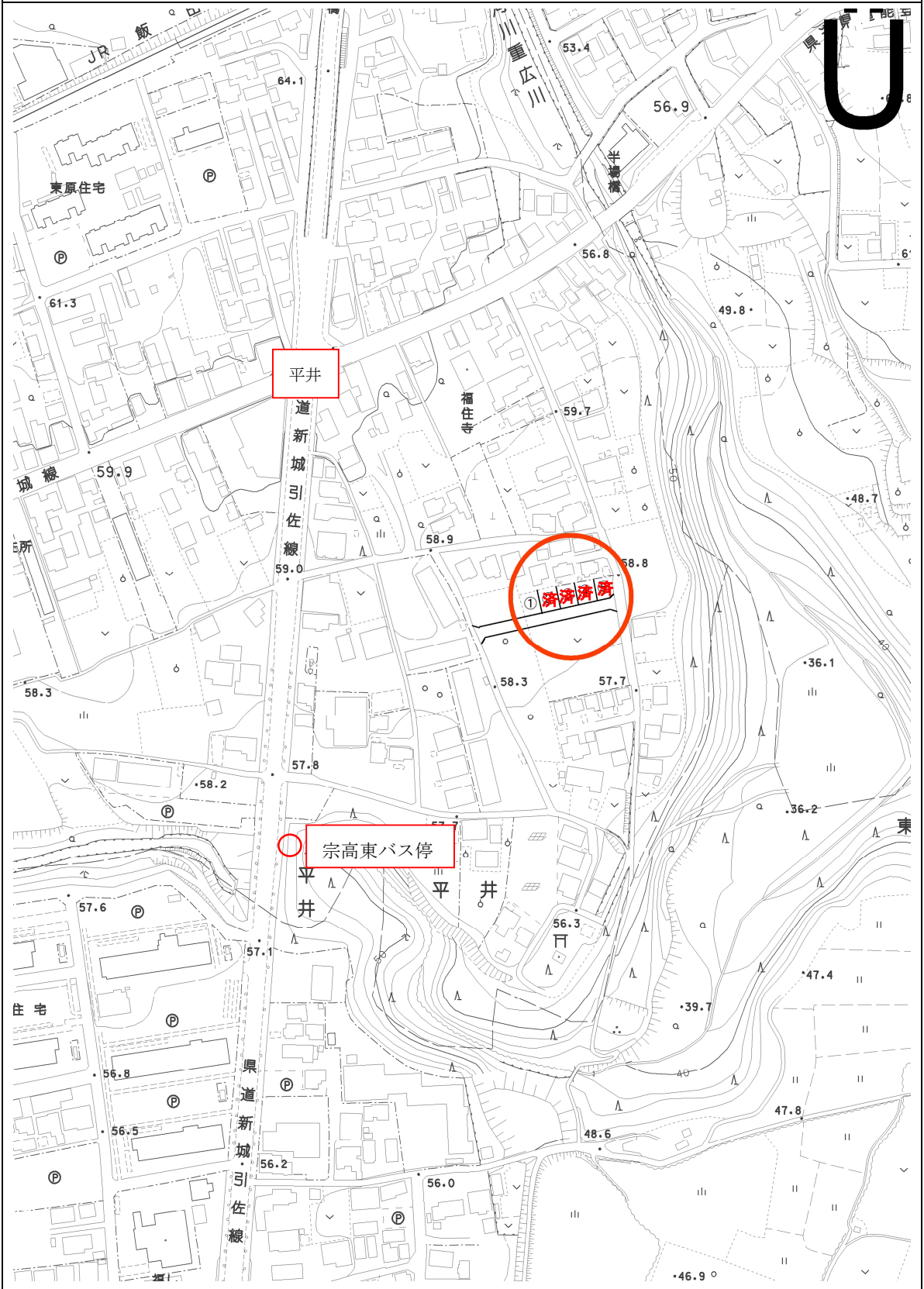
所在地	別紙：売却物件一覧表のとおり			
予定価格	別紙：売却物件一覧表のとおり			
地目	登記	雑種地	現況	雑種地
面積	登記	別紙：売却物件一覧表のとおり	実測	別紙：売却物件一覧表のとおり
接面道路状況	別紙：売却物件一覧表のとおり			
法規制等	用途地域	第二種中高層住居専用地域 ※1		
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
	防火指定	なし（建築基準法第22条区域）		
供給施設	上水道	上水道（敷地内に引込済、止水 加入口径13ミリ） ※2		
	下水道	下水道供用開始区域（敷地内に最終ます設置済） ※2		
	ガス	プロパンガス		
交通	バス	豊鉄バス 宗高東バス停	約	0.30km
	鉄道	JR飯田線 茶臼山駅	約	0.80km
公共施設	小学校	東郷西小学校	約	1.00km
	中学校	東郷中学校	約	2.00km
	市役所等	新城市役所	約	1.80km
備考	※1 新城市役所建設部都市計画課（電話0536-23-7640） ※2 新城市役所上下水道部整備課（電話0536-23-7644） その他については、関係機関にお問い合わせください。			

※「地目」、「法規制等」、「供給施設」、「交通」、「公共施設」、「備考」欄は、全物件共通事項です。
 ※物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、
 現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

売却物件一覧

物件 番号	所 在 地	実 測 面 積 () 内は登記面積 (㎡)	価 格 (円)	接面道路状況等
1	新城市平井字道目木 11 番 1	184.37 (184)	8,683,000	・敷地の南側が幅約 5.0m の公道に 約 9.8m 接している

現地案内図



物件番号 1

現地の写真



全 体

現地の写真



明 細 図

求積表

地 番 ㉠ 11-1				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
K702	-121359.287	31434.818	-3.640	441747.804680
YR34-2	-121376.533	31439.975	14.827	-1799649.854791
KK4	-121374.576	31449.645	5.127	-622287.451152
KK9	-121356.949	31445.102	-6.030	731782.402470
K711	-121357.287	31443.615	-10.284	1248038.339508
合 計				-368.759285
合 計 面 積				184.3796425
地 積				184.37 m ²

地 番 ㉡ 11-6				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
KK9	-121356.949	31445.102	-5.442	660424.516458
KK4	-121374.576	31449.645	14.242	-1728616.711392
KK3	-121372.612	31459.344	5.442	-660509.754504
KK8	-121354.680	31455.087	-14.242	1728333.352560
合 計				-368.596878
合 計 面 積				184.2984390
地 積				184.29 m ²

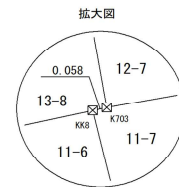
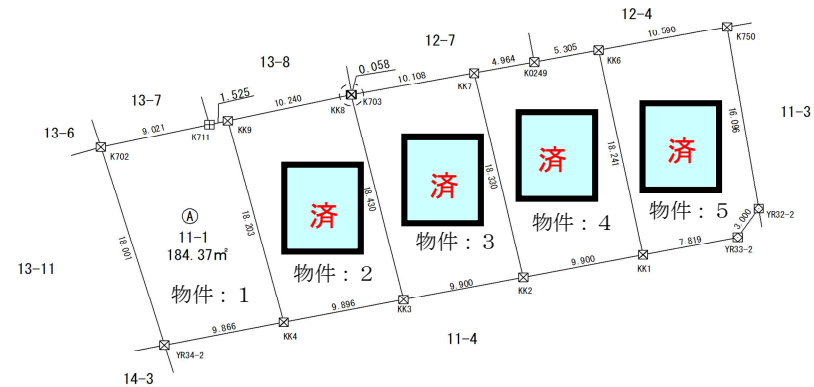
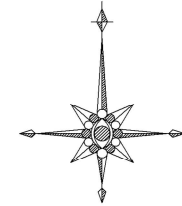
地 番 ㉢ 11-7				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
KK8	-121354.680	31455.087	4.200	-509689.656000
KK3	-121372.612	31459.344	13.960	-1694361.663520
KK2	-121370.648	31469.047	5.726	-694968.330448
KK7	-121352.755	31465.070	-13.903	1687167.352765
K703	-121354.667	31455.144	-9.983	1211483.640661
合 計				-368.656542
合 計 面 積				184.3282710
地 積				184.32 m ²

地 番 ㉣ 11-8				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
KK7	-121352.755	31465.070	-0.897	108853.421235
KK2	-121370.648	31469.047	13.680	-1660350.464640
KK1	-121368.684	31478.750	6.104	-740834.447136
KK6	-121350.802	31475.151	-8.806	1068615.162412
K0249	-121351.816	31469.944	-10.081	1223347.657096
合 計				-368.671033
合 計 面 積				184.3355165
地 積				184.33 m ²

地 番 ㉤ 11-9				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
KK6	-121350.802	31475.151	-6.796	824700.050392
KK1	-121368.684	31478.750	11.263	-1366975.487892
YR33-2	-121367.133	31486.414	9.371	-1137331.403343
YR32-2	-121364.666	31488.121	-0.868	105344.530088
K750	-121348.777	31485.546	-12.970	1573893.637690
合 計				-368.673065
合 計 面 積				184.3365325
地 積				184.33 m ²

分譲区画図

(現地：平井字道目木)



様式第1（その1）

新城市土地開発公社保有地（平井字
道目木【北側】）売却申込書兼誓約書

令和 年 月 日

新城市土地開発公社理事長 様

新城市土地開発公社が実施する公社保有地の売却について、下記の事項を誓約のうえ、必要書類を添えて次のとおり申し込みます。

記

私は、「新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却実施要領」に記載する「申込者の資格」の各項目のいずれにも該当するものではありません。なお、新城市土地開発公社が必要な場合、新城警察署に照会することについて承諾します。

また、「新城市土地開発公社保有地（平井字道目木【北側】）売却実施要領」に記載する内容及び物件に関する情報並びに現地の状況等をすべて承諾し、これについて一切の責を新城市土地開発公社に要求いたしません。

1 申込者

申込者 (代表者)	住 所 (所在地)	〒
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	印 (印鑑登録印)
	電話番号	

注1) 法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職氏名を記入してください。

注2) 共有による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、申込者全員を別葉（その2）に記入して本書に添付してください。

2 申込物件

物件番号	所 在 地
	新城市平井字道目木 番

注1) 申込物件については、実施要領1ページに記載の売却物件一覧を参照して記入してください。

備考

- ①申し込みにあたっては、本申込書兼誓約書に、必要書類を添付して提出してください。
- ②申込後の名義変更、申込物件の変更は一切受付できません。
- ③代理人が申込等を行う場合は、委任状（様式第2）を添付してください。

(その2)

共有による申込み用

申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	

委 任 状

令和 年 月 日

新城市土地開発公社理事長 様

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

申込者【委任者】

住 所 (所 在 地)	〒 ー
(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	印 (印鑑登録印)

記

1 委任する権限

次の物件に係る公社保有地（平井字道目木【北側】）売却に関する一切の権限

物件番号	所 在 地

2 代理人【受任者】

住 所 (所 在 地)	〒 ー	代理人使用印
(ふりがな) 氏 名		
(法人名及び代表者名)	生年月日 年 月 日生	

注 1) 申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。

注 2) 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

注 3) 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください（認印可）。

別紙（共有名義での申し込みの場合にご記入ください。）

申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	
申込者	住 所	〒
	(ふりがな) 氏 名	印(印鑑登録印)
	電 話	

様式第3

※法人でのお申し込みの場合のみ必要です。

役員名簿

法人名

役職名	ふりがな 氏名	住 所	生年月日	性別
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女
			明・大・昭・平 ・ ・	男 ・ 女

- (注) 1 法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員（監査役含む。）を記入してください。
 2 「性別」欄は、該当する性を、「生年月日」欄の年号は該当する年号を○で囲んでください。

買受人決定通知書

令和 年 月 日

買受人

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者氏名

新城市土地開発公社

理事長 下江洋行

新城市土地開発公社が行う公社保有地（平井字道目木【北側】）売却について、あなたを下記物件の買受人に決定しましたので、通知します。

記

物 件

物件番号	所 在 地

契約辞退届出書

令和 年 月 日

新城市土地開発公社
理事長 下江洋行 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名
電話番号

印
印鑑登録印

新城市土地開発公社が行う公社保有地（平井字道目木【北側】）売却の下記の物件
について、買受人として決定されましたが、契約を辞退します。

記

物 件

物件番号	所在地

注1) 買受人決定後に契約を辞退する場合は、買受人決定の日から 14 日
以内に本様式を提出してください。

様式第 6

新城市土地開発公社保有地
 (平井字道目木【北側】) 売却契約保証金返還申出書

令和 年 月 日

新城市土地開発公社
 理事長 下江洋行 様

(申出者) 住所又は所在地
 氏名又は名称
 及び代表者氏名 印
 電話番号 () -

新城市土地開発公社が行う公社保有地(平井字道目木【北側】)売却の下記の物件について、買受人と決定されましたが、契約を辞退しますので、既に納入済の契約保証金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 物件

物件番号		所在地							
還付請求額 (契約保証金額)		千万	百万	十万	万	千	百	十	円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合 農業協同組合			支店 出張所
	預金の種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義人 氏名又は名称	(フリガナ)			

【注意事項】

- ・申出者の印は、新城市土地開発公社保有地(平井字道目木【北側】)売却申込書兼誓約書と同じ印を押印してください。
- ・金額は、算用数字を用いて頭に「金」又は「¥」を記入してください。
- ・金額欄の訂正はしないでください。
- ・振込先口座は、申出者(申込者又は共有での申込みの場合はその代表者)の口座を記入してください。
- ・返還金額は上記1記載の還付請求金額から振り込み手数料を除いた金額です。

土地売買契約書(案)

売払人 新城市土地開発公社 と買受人【〇〇〇〇】とは、次の条項により売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売払人は、買受人に対して次に表示する土地（以下「売買物件」という。）を次条に定める売買代金で売払い、買受人は、これを買受けるものとする。

所在地	地目	登記面積	実測面積
新城市平井字道目木 番	雑種地	m ²	m ²

(売買代金)

第3条 この契約に基づく売買物件の売買代金は、金【売却金額】円とする。

(契約保証金)

第4条 買受人は、この契約を締結するにあたり、契約保証金として金【売却金額の100分の10相当額】円を売払人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 売払人は、買受人が次条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 売払人は、買受人が次条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は売払人に帰属するものとする。

(売買代金の支払い)

第5条 売買代金の納期限は、本契約の締結の日から60日以内とする。

2 買受人は、前項の納期限までに売買代金（買受人がすでに納付した契約保証金を除いた金額）を、売払人の指定する口座へ納付しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに、売払人から買受人に移転するものとする。

(売買物件の引渡し等)

第7条 売買物件は、前条の規定により所有権が買受人に移転したときに、引渡しがあったものとする。

2 売買物件の管理責任は、前項の引渡しと同時に売払人から買受人に移転するものとし、買受人はその責任と負担において、売買物件を管理しなければ

ならない。

(所有権移転登記)

第8条 売払人は、第6条の規定により所有権が移転した後、遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

3 買受人は、売買物件の登記識別情報通知と引換えに受領書を売払人に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 買受人は、この契約締結の日から第7条の規定により買受人に売買物件が引き渡されるまでの間において、売買物件が売払人の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売払人に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(瑕疵担保責任)

第10条 買受人は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売払人に対して異議を申し立て又は損害賠償の請求、売買代金の減額その他の請求をすることができない。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、第7条の規定による売買物件の引渡しの日から2年間はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、売払人は、売買物件に付随する擁壁等の構造物、給排水等の設備については、瑕疵担保責任を負わないものとする。

(特則)

第11条 買受人は、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供させることを知りながら、所有権を移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第3項に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

2 売買物件を近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような用に供してはならない。

3 契約締結後、この契約に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡するとき

は、第1項及び前項の事項について遵守する旨を譲受人との契約書に契約条件として加えるものとする。

(実地調査等)

第12条 売払人は、前条に定める特則に関し、必要があると認めるときは、買受人に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、前項の規定に基づき、売払人から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに売払人に報告しなければならない。

3 買受人は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 買受人は、第11条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として売払人に対して支払わなければならない。

2 買受人は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として売払人に対して支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費及びその他の一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第16条 買受人は、売払人が第14条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに売買物件の買受人から売払人への所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第18条 売払人は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関し疑義があるとき又は定めのない事項については、売払人、買受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売払人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この証書を2通作成し、売払人、買受人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 新城市字東入船115番地
新城市土地開発公社
理事長 下江洋行 ⑩

買受人 住所
氏名 ⑩

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（新城市長・新城警察署長 平成23年3月31日付け締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等^{※1}（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等^{※2}に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

※1 法人等…法人その他の団体又は個人をいう

※2 役員等…法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- （1）キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- （2）待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- （3）ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
- （4）ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）
- （5）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
- （6）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- （7）まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- （8）スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する営業をいう。

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。